

佐渡市地域防災計画（案）

【津波災害対策編】

（令和6年9月修正）



佐渡市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第 1 節 計画作成の趣旨	2
第 2 節 防災ビジョン	5
第 3 節 市民及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は 業務の大綱	8
第 4 節 佐渡市の自然特性と津波災害	13
第 5 節 津波防災地域づくり推進に関する対応方針	14
第 6 節 津波浸水想定	16
第 7 節 地形特性に応じた対策の方向性	21
 第2章 災害予防計画	 23
第 1 節 防災教育計画	24
第 2 節 防災訓練計画	29
第 3 節 自主防災組織育成計画	29
第 4 節 災害に強いまちづくり計画	29
第 5 節 集落孤立対策計画	29
第 6 節 建築物等災害予防計画	30
第 7 節 道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画	31
第 8 節 港湾・漁港施設の災害予防計画	31
第 9 節 空港の災害予防計画	31
第10 節 治山・砂防施設の予防計画	31
第11 節 河川・海岸施設の災害予防計画	31
第12 節 農地・農業用施設等の災害予防計画	31
第13 節 防災通信施設の災害予防計画	31
第14 節 電気通信事業者の災害予防計画	31
第15 節 電力供給事業者の災害予防計画	31
第16 節 ガス事業者等の災害予防計画	31
第17 節 上水道施設の災害予防計画	32
第18 節 下水道施設の災害予防計画	32
第19 節 危険物等施設の災害予防計画	32
第20 節 火災予防計画	32
第21 節 廃棄物処理体制の整備	32
第22 節 救急・救助体制の整備	32

第 23 節	医療救護体制の整備	32
第 24 節	避難体制の整備	33
第 25 節	要配慮者の安全確保計画	41
第 26 節	食料品・生活必需品等の確保計画	44
第 27 節	学校・文教施設における災害予防計画	45
第 28 節	文化財の災害予防計画	45
第 29 節	ボランティア受入れ体制の整備	45
第 30 節	事業者等の事業継続	45
第 31 節	行政機能の保全	46

第 3 章 災害応急対策計画 48

第 0 節	災害応急対策タイムスケジュール	49
第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	54
第 2 節	職員の配備・招集	54
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	54
第 4 節	災害時の通信確保	54
第 5 節	被災状況等収集伝達計画	54
第 6 節	広報計画	54
第 7 節	市民等避難計画	55
第 8 節	避難所運営計画	65
第 9 節	避難所外避難者の支援計画	65
第 10 節	自衛隊の災害派遣計画	65
第 11 節	輸送計画	65
第 12 節	警備・保安及び交通規制計画	65
第 13 節	消火活動計画	65
第 14 節	救急・救助活動計画	65
第 15 節	医療救護活動計画	65
第 16 節	防疫及び保健衛生計画	65
第 17 節	こころのケア対策	65
第 18 節	廃棄物の処理計画	66
第 19 節	トイレ対策計画	66
第 20 節	入浴対策計画	66
第 21 節	食料・生活必需品等供給計画	66
第 22 節	要配慮者の応急対策	66
第 23 節	建物の応急危険度判定計画	66
第 24 節	宅地等の応急危険度判定計画	66

第 25 節	学校・文教施設における応急対策	66
第 26 節	文化財等の応急対策	66
第 27 節	障害物の処理対策	66
第 28 節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	67
第 29 節	愛玩動物の保護対策	67
第 30 節	災害時の放送	67
第 31 節	公衆通信施設応急対策	67
第 32 節	電力供給施設応急対策	67
第 33 節	ガスの安全、供給対策	67
第 34 節	給水・上水道施設応急対策	67
第 35 節	下水道施設等応急対策	67
第 36 節	危険物等施設応急対策	67
第 37 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	67
第 38 節	港湾・漁港施設の応急対策	68
第 39 節	治山・砂防施設等の応急対策	68
第 40 節	河川・海岸施設の応急対策	68
第 41 節	農地・農業用施設等の応急対策	68
第 42 節	農林水産業の応急対策	68
第 43 節	商工業の応急対策	68
第 44 節	応急住宅対策	68
第 45 節	ボランティア受入れ計画	68
第 46 節	義援金の受入れ・配分計画	68
第 47 節	義援物資対策	68
第 48 節	災害救助法による救助	69

第 4 章	災害復旧・復興計画	70
第 1 節	民生安定化対策	71
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画	71
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	71
第 4 節	災害復興対策	71

作成 平成 18 年 4 月 19 日

修正 平成 19 年 7 月 18 日

修正 平成 22 年 10 月 8 日

修正 平成 29 年 9 月 29 日

修正 令和 6 年 ● 月 ● 日

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）の規定に基づき、「佐渡市防災会議」が策定する計画であり、本市における災害対策に関し、総合的、かつ、基本的な性格を有する。

また、この計画は、本編の「津波災害対策編」と「風水害対策編」、「震災対策編」及び「個別災害対策編」並びに「資料編」で構成される。

(1) 津波災害対策編（本編）

風水害対策編に付随するものであり、地震による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(2) 風水害対策編

風水害をはじめとする災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各種災害対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(3) 震災対策編

風水害対策編に付随するものであり、津波による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(4) 個別災害対策編

風水害対策編に付随するものであり、風水害、震災及び津波以外の個別の災害（油流出事故、航空機の墜落、原子力事故等）による被害を最小限にするための対策を、個別の災害ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(5) 資料編

この計画に関連する各種資料は、資料編に掲載した。

3 関連計画との関係

(1) 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める「防災基本計画」、指定行政機関及び指定公共機関が定める「防災業務計画」及び「新潟県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

(2) 関連計画との関係

この計画は、法に基づき知事が実施する救助のうち、法第 30 条に基づき市長に委任された場合、又は法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括する。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るものとするが、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 計画の習熟等

佐渡市及び防災関係機関は、平時から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、特に必要と認める事項については、市民及び事業所等にも周知徹底を図る。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

7 共通用語

用語の定義は、次のとおりである。

用 語	定 義
自主防災組織	市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(災害対策基本法第2条の2関係)
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第8条第2項関係)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(災害対策基本法第49条の10関係)
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものをいう。(災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2関係)
避難場所	災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

用 語	定 義
指定緊急避難場所	避難場所のうち、市が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6、第 49 条の 8 関係)
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を、避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち、市が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 7、第 49 条の 8 関係)
地区避難場所	市が開設・運営を基本とする指定緊急避難場所に加え、洪水浸水想定区域外・土砂災害警戒区域外・津波浸水想定区域外にある場所又は施設を地区独自に開設する避難場所として位置付ける施設をいう。
罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものをいう。(災害対策基本法第 90 条の 2 関係)
被災者台帳	被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳をいう。(災害対策基本法第 90 条の 3 関係)

第2節 防災ビジョン

1 市民・地域・市による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

この計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の各主体が、それぞれの責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1) 市民等に求められる役割（自助）の推進

- ア 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- イ 市民及び企業等は、自らの責任において、自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努める。
- ウ 一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

(2) 地域に求められる役割（共助）の推進

- ア 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- イ 市民は、その居住地域における安全確保のため、相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 企業等は、その立地地域において、市民が行う防災活動への協力に努める。

(3) 市に求められる役割（公助）の推進

- ア 市は、災害時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を、災害発生時に、迅速かつ有効に実施できるよう、以下の方法等により災害対応能力の維持及び向上に努める。
 - (ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - (イ) 災害時にも機能停止に陥らない、危機管理体制の整備及び庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - (ウ) 職員の教育・訓練による防災活動の習熟
 - (エ) 研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - (オ) 災害ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
 - (カ) 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - (キ) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平時からの構築
 - (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所、災害備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地等の有効活用
- イ 市は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- ウ 市は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実化を図る。

エ 市は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

市は、自らの対処能力が不足した場合、国、県、他市町村からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

2 要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

- (1) 細部計画等の策定及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。
- (2) 細部計画等の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者等の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

3 計画の実効性に確保

市は、この計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを、平時から行うとともに、研修や訓練を通じて、計画の習熟を図る。

4 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は離島であり、防災上不利な地理的な条件があるほか、年間 50 万人程度の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件を有することを踏まえて防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、耐震化及び津波防ぎょ施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

(1) 本土からの遠隔性、離島の条件不利性

大規模災害時には県内空港・港湾の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、本市のような離島への同時応援の困難等も予想される。このため、本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

ア 近隣市町村間の応援体制の構築

イ 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保。

ウ 自衛隊によるヘリコプター輸送体制の確保。

エ 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保。

オ 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援。

カ 市避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者個別避難計画の作成、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備。

(2) 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航路が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、県、観光協会、観光交流機構及び宿泊施設との関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、出来るだけ高い場所へ、津波到達時間内に避難ができるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識基設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

第3節 市民及び防災関係機関の責務と処理すべき

事務又は業務の大綱

1 各機関等の責務

(1) 市

佐渡市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 県

新潟県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

エ 平時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

オ 新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

カ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民（住民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

2 各機関の事務又は業務の大綱

佐渡市の区域を管轄する各機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて佐渡市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、新潟県地域防災計画に準拠し、次表のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐 渡 市	1 佐渡市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び避難指示等発令に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関する事 16 こころのケア・救護所設置に関する事
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関する事 2 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事 8 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事

		11 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
	佐渡警察署	1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定 地方 行政 機関	北陸農政局 新潟地域センター佐渡支所	1 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 2 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	第9管区海上保安本部 新潟海上保安部佐渡海上保安署	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること
	東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	北陸信越運輸局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 災害時における非常通信に関すること 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
	北陸地方整備局	1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土

		木工事及びその災害復旧に関すること 3 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること 4 土砂災害緊急情報の発表等に関すること 5 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること 6 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 7 国が行う海洋の汚染の防除に関すること 8 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	新潟労働局 佐渡労働基準監督署	災害時における産業安全確保に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
指定 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ 株式会社KDDI ソフトバンク株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本赤十字社 新潟支部佐渡地区各分区	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会 新潟放送局	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社 佐渡営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること
	日本通運株式会社市内営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	新潟県土地改良事業団体連合会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に関すること
指定 地 方 公 共 機 関	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	佐渡汽船株式会社	海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること
	佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会佐渡支部	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	佐渡瓦斯株式会社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人新潟県LPGガス協会佐渡支部	1 LPGガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPGガスの安定的供給に関すること
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社佐渡テレビジョン	
	株式会社新潟日報社佐渡総局	災害時における広報活動に関すること
	社団法人新潟県医師会	災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関すること
	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること
	新潟県商工会連合会 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	読売新聞社佐渡通信部	災害時における広報活動に関すること
	新潟交通佐渡株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	市内商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	J Aグループ新潟	1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	病院、 診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会	1 災害時のボランティア活動に関する調整に関すること。 2 ボランティアの登録・受付等及びその受入れ体制の確保に関すること。
	社団法人 新潟県建設業協会佐渡支部	1 災害時における応急復旧の協力に関すること 2 災害時における応急対策用資材の確保に関すること
	貯水池の施設管理者 ダム施設の施設管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第4節 佐渡市の自然特性と津波災害

1 佐渡市の位置

本市は、新潟県のほぼ中央の日本海上に位置する離島であり、海岸線は 280.8 km、面積は、855.68 k m²、広ぼうは、東西 32.6 km、南北に 59.5 kmである。

位 置

極 東	東経 138 度 34 分 28 秒 (弁天崎)
極 西	東経 138 度 12 分 11 秒 (沢崎鼻)
極 北	北緯 38 度 20 分 18 秒 (二ツ亀岩)
極 南	北緯 37 度 48 分 09 秒 (新谷岬)

2 地形特性

本市は北東から南西方向に細長い地形で、国中平野を挟んで北西側に大佐渡山地、南東側に小佐渡丘陵が並走し、山岳丘陵地帯を形成している。

佐渡島は日本海に囲まれており、海岸線延長は約 280 kmで新潟県の海岸線総延長の 44.2%を占め、北東には両津湾、南西に真野湾の湾入がある。このような地形特性から、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると想定される。

	海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)
新潟県	634.960	100.0
佐渡市	280.864	44.2

※ 海岸統計(平成 28 年度版)より

3 過去の主な津波災害

新潟地震

発生年月日	1964 年(昭和 39 年) 6 月 16 日 13 時 01 分
震源・規模	新潟県沖 北緯 38° 22.2′、東経 139° 12.7′
	深さ 34 キロメートル マグニチュード 7.5
震 度	震度 5 (佐渡相川)
被 害 状 況	両津で 2.0mの津波が発生し、両津市で 400 戸近くが浸水した。

第5節 津波防災地域づくり推進に関する対応方針

1 基本方針

本節は、津波防災地域づくりに関する法律、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）等を踏まえた対応方針について記載する。

- (1) 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- (2) 津波の想定に当たっては、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査する。
- (3) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。
- (4) 津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (5) 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎょ」による地域づくりを推進するとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- (6) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民の財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（以下、この節において「津波浸水想定」という。）の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施する。なお、県は、基礎調査の実施に当たり、広域的な見地から必要なものとして国が実施する調査（航空レーザ測量等）の成果をできる限り活用する。

3 津波浸水想定の設定

- (1) 県は、基本指針に基づき国が都道府県に示した断層モデル等を踏まえ津波浸水想定を設定し、公表する。

- (2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定する。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。
- (3) 津波浸水想定公表に当たっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努める。

4 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、市及び県は必要な措置を講じる。

5 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

市は、県が示す津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下この節において「推進計画」という。）を作成し以下の対応に努め、津波防災地域づくりを総合的に推進する。

- (1) 推進計画に従って、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。
- (2) 津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (3) 市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (4) 市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布等の必要な措置を講じる。
- (5) 津波災害警戒区域内に位置する避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- (6) 津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (7) 県と協力し、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (8) 津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第6節 津波浸水想定

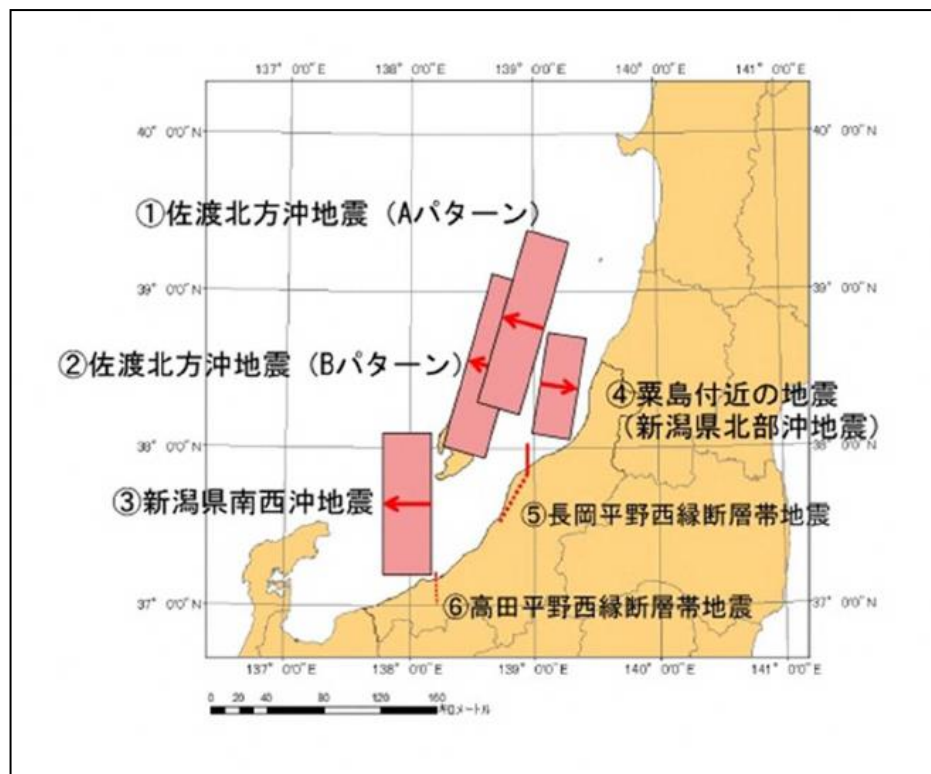
1 新潟県独自の津波浸水想定

県では、東日本大震災を踏まえ、学識者、国、県、市町村等による津波対策検討委員会を平成23年5月に設置し、津波を発生させる地震の断層モデル（以下「断層モデル」という。）、津波の規模、浸水範囲等について、技術的見地から検討を行い、津波浸水想定図の見直しを行った。

(1) 断層モデル（想定地震）

想定地震として、震源域が海域にある地震だけでなく、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、複数の領域による連動発生地震についても検討を行い、次の6地震を想定地震としている。

番号	断層モデル（想定地震）名	地震規模(Mw)
1	佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80
2	佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80
3	新潟県南西沖地震	7.75
4	新潟県北部沖地震(粟島付近の地震)	7.56
6	長岡平野西縁断層帯地震(弥彦―角田断層)	7.63
6	高田平野西縁断層帯地震	7.10

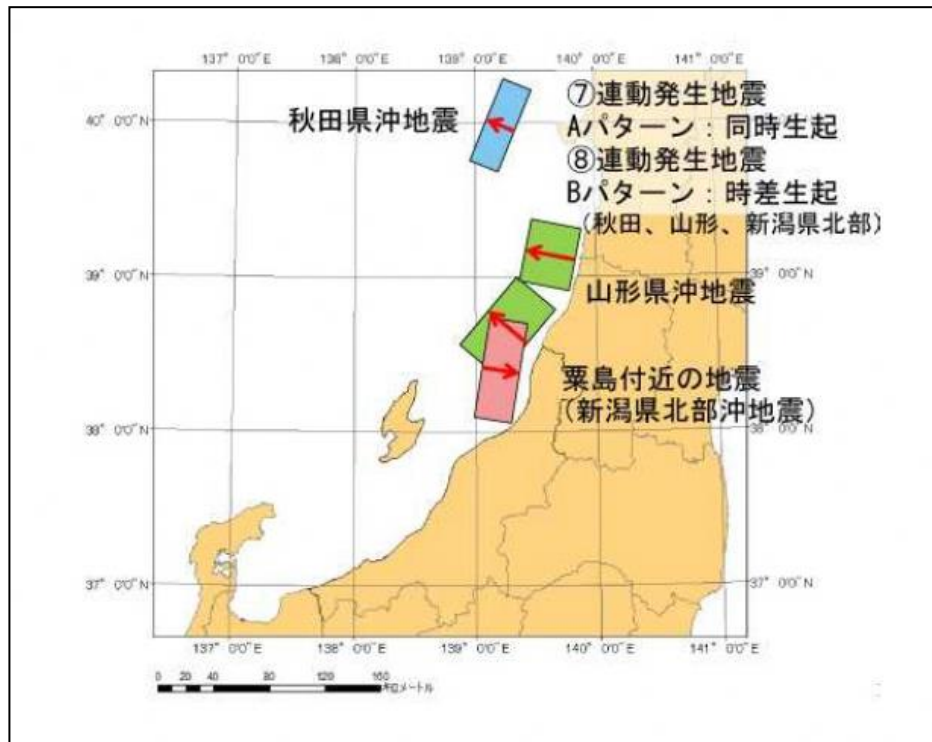


(2) 断層モデル（参考地震）

連動発生地震については、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、連動地震そのものは参考扱いとするが、津波対策を検討する上では3連動地震も含めて検討を行った。

⑦ 連動発生地震（同時）（秋田、山形、新潟県北部沖） Mw 8.09

⑧ 連動発生地震（時間差）（秋田、山形、新潟県北部沖）



(3) 断層モデルの諸元

想定地震及び参考地震の諸元は、それぞれ次のとおりである。

		モーメント マグニチュード	緯度	経度	深さ	走向	傾斜角	滑り角	長さ	幅	食い違い量 (すべり量)	その他備考
		(Mw)	(°)	(°)	d (km)	θ (°)	δ (°)	λ (°)	L (km)	W (km)	W (cm)	
①	佐渡北方沖地震(Aパターン)	7.80	38° 20′	138° 31′	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの
②	佐渡北方沖地震(Bパターン)	7.80	37° 58′	138° 15′	2	16	30	90	140	34	384	
③	新潟県南西沖地震	7.75	37° 11′	137° 45′	2	0	35	90	100	38	400	
④	栗島付近の地震	7.56	38° 44′	139° 25′	0	189	56	90	80	30	330	
⑤	長岡平野西縁断層帯 (弥彦－角田断層)	7.63	38° 04′	138° 53′	0	180	45	90	60	28	600	
⑥	高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17′	138° 13′30	0	178	45	90	30	18	300	
⑦	連動発生地震(Aパターン)	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合 (個別の地震の諸元は、下記のとおり)									秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震のモーメントの和として算定
⑧	連動発生地震(Bパターン)	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合 (時間差を置いて、3地震が発生した場合)(個々の地震の諸元は、下記のとおり)										
	秋田県沖の地震	7.43	39° 43′	138° 55′	2	22	45	90	70	24	296	
	山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	38° 30′	138° 54′	0	40	60	119	70	40	795	南側断層と北側断層の地震 モーメントの和として算定
	山形県沖の地震 (北側断層)		38° 59′	139° 25′	0	11	60	90	50	40	795	
	新潟県北部沖の地震	7.48	38° 33′	139° 23′	0	189	56	90	60	30	330	

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定

(1) 津波浸水想定の経緯・位置づけについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律（以下、この節において「法」という。）が制定・施行された。

国では、津波を発生させる津波の断層モデルを設定することとなり、これを踏まえて、県では津波防災地域づくりを実施するための基礎となる、法に基づく津波浸水想定を設定することとなった。

平成 25 年 1 月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成 26 年 8 月に、新たな知見による津波断層モデル（60 断層）が公表された。

県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成 25 年 12 月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところであるが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を作成した。

(2) 津波断層モデルについて

今回の津波浸水想定では、国が公表した 60 断層モデルのうち新潟県に影響が大きい 7 断層及び、平成 25 年 12 月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる 2 断層の計 9 断層を選定した。津波浸水想定図等では、9 断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波 13 断層モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示している。

【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】

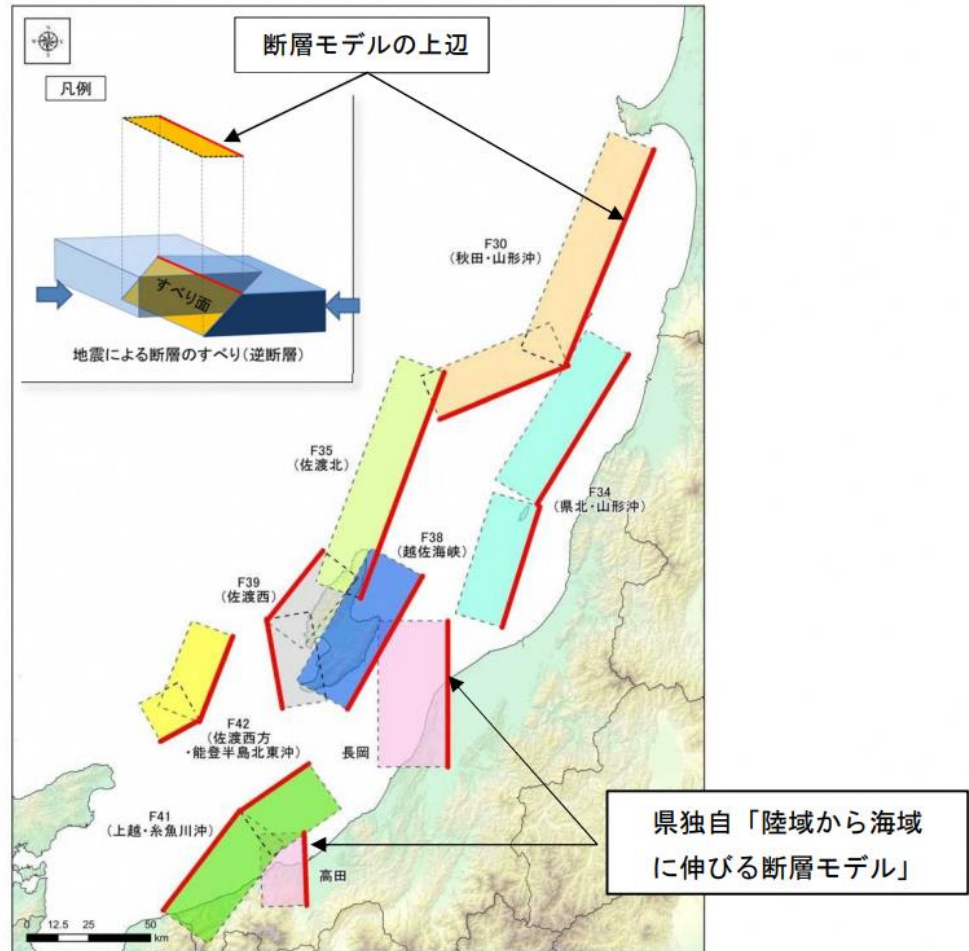
○ 国公表による津波断層モデル

F30(秋田・山形沖)、F34(県北・山形沖)、F35(佐渡北)、F38(越佐海峡)、F39(佐渡西)、F41(上越・糸魚川沖)、F42(佐渡西方・能登半島北東沖)

○ 県が平成 25 年 12 月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル

長岡平野西縁断層帯（弥彦一角田断層）、高田平野西縁断層帯

・ 津波断層モデルの位置図



・ 津波断層モデルの諸元

	津波断層モデル			地震規模 (Mw)	上端深さ (km)	走向 (度)	傾斜角 (度)	滑り角 (度)	長さ (km)	幅 (km)
1	国	F30 (秋田・山形沖)	F31	7.8	1.3	202	45	98	96.1	19.3
			F32			247	45	120	56.5	19.3
2	国	F34 (県北・山形沖)		7.7	1.1	211	45	106	71.9	19.7
						197	45	97	52	19.7
3	国	F35 (佐渡北)		7.6	1.4	200	45	96	99.1	19.2
4	国	F38 (越佐海峡)		7.5	1.3	209	45	95	62.6	23.6
5	国	F39 (佐渡西)		7.4	2.3	350	45	67	37.3	18
						38	45	73	36.9	18
6	国	F41 (上越・糸魚川沖)		7.6	1.9	37	45	76	51.5	22.7
						55	45	102	34.1	22.7
7	国	F42 (佐渡西方・能登半島北東沖)		7.3	2.5	201	45	78	37.7	17.7
						241	45	112	18.1	17.7
8	県	長岡平野西縁断層帯 (弥彦-角田断層)		7.63	0	180	45	90	60	28
9	県	高田平野西縁断層帯		7.1	0	178	45	90	30	18

(3) 佐渡市の最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は以下のとおりである。

・ 最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

	最高津波水位 (沿岸(全海岸線)) (※1)	影響開始時間 (※2)	浸水面積 (浸水深1cm以上)	津波水位 (沿岸代表地点) (※3)
佐渡市	2.4～12.8m	5分以内	1,860ha	1.4～9.4m

※1 最高津波水位（沿岸（全海岸線））

海岸線から沖合約30mの各地点（全海岸線）の津波水位の最高値。津波水位は、東京湾平均海面（T.P.）（陸地の標高0mの基準）からの海面の高さ

※2 影響開始時間

沿岸64の代表地点（標高T.P.-5m程度の地点）において初期水位から20cm上昇又は低下したときの最短時間

※3 津波水位（沿岸代表地点）

各代表地点（標高T.P.-1m程度の地点）における津波水位の最高値

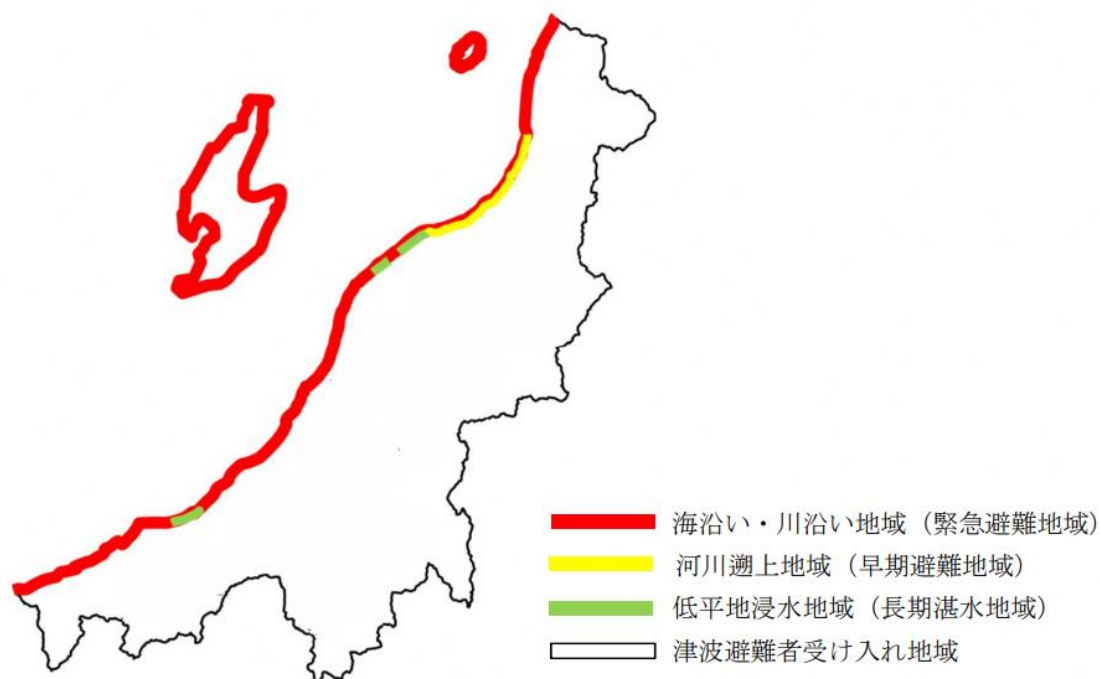
第7節 地形特性に応じた対策の方向性

1 地域の類型化

県は、地域特性に応じた津波対策を検討するため、県内を以下の4つの地域に区分しており、佐渡市は、海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）に区分される。

○ 地域類型と浸水開始時間の目安

地域類型		浸水開始時間の目安
海沿い・川沿い地域 (緊急避難地域)	海沿い地域 ：背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域	浸水開始時間 30 分未満
	川沿い地域 ：地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域	
河川遡上地域 (早期避難地域)	大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域	浸水開始時間 30 分以上 120 分未満
低平地浸水地域 (長期湛水地域)	背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生すると、広い範囲で、かつ長期間にわたって湛水状態が継続する可能性がある地域	浸水開始時間 120 分以上
津波避難者受入れ地域	津波による浸水の影響がないことが想定される地域	浸水なし



2 佐渡市において想定される事態

佐渡市の地域特性は、前述の4地域のうち2地域に類型化され、津波災害において以下の事態が想定される。

(1) 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

ア 被害

- (ア) 海沿い地域では集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し大きな被害を受ける。
- (イ) 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する。
- (ウ) 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- (エ) 避難場所等の孤立が予想される。

イ 避難情報の伝達

防災行政無線（戸別受信機を含む）の機能喪失によって津波警報等の伝達が遅れる。

ウ 避難行動

- (ア) 津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。
- (イ) 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。
- (ウ) 海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。

(2) 津波避難者受入れ地域

想定される事態は次のとおり。

- ア 津波浸水はなくても、揺れによる被害が発生する。
- イ 津波浸水区域からの多数の者が避難してくる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災教育計画

1 計画の方針

計画の方針については、「風水害対策編 第2章 第1節「防災教育計画 1 計画の方針」を準用する。

2 市民・地域・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 市の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への津波による被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所（地区避難場所を含む。）等に関する話し合い
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- カ 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動
- キ 震度4以上の強い地震又は弱い地震でも長時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- ク 呼び掛け避難及び率先避難
- ケ 原則として、徒歩による避難をすること

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 市民による地元の地震被害危険箇所及び津波による浸水被害が想定される地域の把握・点検・確認
- ウ 地区避難場所の設定
- エ 次世代への津波による被災経験の伝承
- オ 呼びかけ避難及び率先避難
- カ 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組み

(3) 企業等の役割

- ア 自治体の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討
- ウ 災害時行動マニュアルの作成や業務継続計画の整備

3 市の役割

市は、国、県、防災関係機関、学校、福祉関係者、企業、NPO、自治会、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 学校における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童・生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

更に、地域の特性を踏まえた教材(副読本)の充実を図るとともに、特に津波災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家の知見を活用しながら啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座やジオパーク学習等を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップの正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

また、被害想定 of 修正等が行われた場合など、状況の変化に応じて、見直しを図るとともに、広報紙、防災啓発用リーフレット、市ホームページ等も活用し、防災知識の普及・啓発を図る。

(4) 市民に対する防災知識の普及

市民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及に努める。

ア 普及内容

津波に関する防災知識の普及について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する

(イ) 津波に関する一般的知識

a 津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

b 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

c 津波浸水想定

(イ) 自主防災組織の意義

(ウ) 平時の心得

a 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄

- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 避難路及び指定緊急避難場所（地区避難場所を含む。）の把握
- d 災害時の家庭内における連絡方法や避難ルールの取決め
- e 要配慮者の所在の把握
- f 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(エ) 災害時の心得

- a 強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動
強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。
- b 津波警報等の発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
津波警報・大津波警報が発表されたとき、又は避難指示が発令されたときは、揺れを感じていなくても、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。
- c 津波関連情報、避難情報等の入手方法
- d 早期避難、率先避難の重要性
自ら率先した避難行動をとることが、他の市民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声掛けをするなどして避難を促すよう努めること。
- e 負傷者や要配慮者の避難支援等
- f 初期消火活動等
- g 緊急避難場所や避難所での行動

イ 普及方法

次に掲げる方法により、普及促進を図る。

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞等の利用
- (イ) ホームページ、広報誌、広報車の利用
- (ウ) 啓発用パンフレット及びリーフレットの利用
- (エ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (オ) 津波浸水想定図の作成及び公表

(5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えることの重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(6) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア 要配慮者及び家族に対する防災学習

在宅の要配慮者の安全確保を図るには、災害時の地域による要配慮者への支援が不可欠であることから、次の方法により要配慮者本人や保護責任者等への防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- イ 民生委員等要配慮者支援の担い手となる地域の福祉関係者に対する防災学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等に対する防災学習
- エ 外国人受入先（事業者、学校、観光・宿泊施設等）に対する防災学習

(7) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

防災訓練の実施等を通して、市職員の防災教育を推進するとともに、防災部門の人材育成等についても進める。また、災害時における初動マニュアル等を作成するなど、円滑な災害対応実施体制の構築に努めるとともに、国・県等が実施する研修会等への参加を促進する。

(8) 消防職・団員の防災教育・研修

災害発生時に、地域防災力の基盤となる消防職、消防団員の防災教育を推進する。

4 県の役割

(1) 市に対する防災に関する基礎情報の提供

ア 市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 平時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

オ 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含めた緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

(2) 市職員への防災教育の支援

ア 市職員の専門的な防災教育機会の創出

イ 市の防災教育に必要な情報の提供

ウ 消防学校における市の消防職・団員に対する防災教育・研修

5 防災関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台

新潟地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他防災関係機関と連携し、次に示す津波防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）

イ 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）

ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

エ 津波警報等の発表時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのでは

なく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

カ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動。(緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要があること等)

(2) その他の防災関係機関

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民等への防災知識の普及及び防災意識の啓発を図る。

ア 県警察

運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等について防災教育を行う。

イ 第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への地震・津波発生時の注意事項等の周知を行う。

ウ 北陸地方整備局

新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震・津波災害記録の公開及び地震・津波に関する情報の提供を行う。

エ 東北電力ネットワーク（株）

一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意喚起を行う。

オ 都市ガス供給事業者、L P ガス販売店（(一社)新潟県L P ガス協会）

(ア) 地震発生時のガス及びガス器具取扱いの注意喚起

(イ) ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法の周知

カ 日本赤十字社

一次救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第2節 防災訓練計画

防災訓練計画については、風水害対策編 第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、最大クラスの津波や想定より津波の到達時間が早くなる可能性を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第3節 自主防災組織育成計画

風水害対策編 第2章 第3節「自主防災組織育成計画」（p31～）を準用する。

第4節 災害に強いまちづくり計画

風水害対策編 第2章 第4節「災害に強いまちづくり計画」（p33～）を準用する。

第5節 集落孤立対策計画

風水害対策編 第2章 第5節「集落孤立対策計画」（p37～）を準用する。

第6節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

津波により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。

また、津波が発生した後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

実施担当	建築住宅課 建設課 防災課
防災関係機関	県

(1) 基本方針

ア 防災上重要な公共建築物等の災害予防

市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐浪性及び不燃性の確保を図る。

また、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

その他、防災上重要な公共建築物等の災害予防については、震災対策編 第2章 第7節「建築物災害予防計画」を準用する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等の災害予防

市、県及び施設管理者は、港等の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に配慮する。

その他、不特定多数の者が利用する施設並びに一般建築物の災害予防については、震災対策編 第2章 第7節「建築物災害予防計画」を準用する。

(2) 要配慮者に対する配慮

震災対策編 第2章 第7節「建築物災害予防計画」を準用する。

2 各主体の役割

震災対策編第2章 第7節「建築物災害予防計画」を準用する。

第7節 道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画

震災対策編 第2章 第8節「道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画」(p 34～)を準用する。

第8節 港湾・漁港施設の災害予防計画

震災対策編 第2章 第9節「港湾・漁港施設の災害予防計画」(p 37～)を準用する。

第9節 空港の災害予防計画

震災対策編 第2章 第10節「空港の災害予防計画」(p 40～)を準用する。

第10節 治山・砂防施設の災害予防計画

震災対策編 第2章 第11節「治山・砂防施設の災害予防計画」(p 42～)を準用する。

第11節 河川・海岸施設の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第12節「河川・海岸施設の災害予防計画」(p 61～)を準用する。

第12節 農地・農業用施設等の災害予防計画

震災対策編 第2章 第13節「農地・農業用施設等の災害予防計画」(p 45～)を準用する。

第13節 防災通信施設の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第14節「防災通信施設の災害予防計画」(p 69～)を準用する。

第14節 電気通信事業者の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第15節「電気通信事業者の災害予防計画」(p 72～)を準用する。

第15節 電力供給事業者の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第16節「電力供給事業者の災害予防計画」(p 75～)を準用する。

第16節 ガス事業者等の災害予防計画

震災対策編 第2章 第17節「ガス事業者の災害予防計画」(p 49～)を準用する。

第 17 節 上水道施設の災害予防計画

震災対策編 第 2 章 第 18 節「上水道施設の災害予防計画」(p 52～)を準用する。

第 18 節 下水道施設の災害予防計画

震災対策編 第 2 章 第 19 節「下水道施設の災害予防計画」(p 56～)を準用する。

第 19 節 危険物等施設の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 20 節「危険物等施設の災害予防計画」(p 86～)を準用する。

第 20 節 火災予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 21 節「火災予防計画」(p 89～)を準用する。

第 21 節 廃棄物処理体制の整備

震災対策編 第 2 章 第 22 節「廃棄物処理体制の整備」(p 60～)を準用する。

第 22 節 救急・救助体制の整備

風水害対策編 第 2 章 第 24 節「救急・救助体制の整備」(p 96～)を準用する。

第 23 節 医療救護体制の整備

風水害対策編 第 2 章 第 25 節「医療救護体制の整備」(p 100～)を準用する。

第 24 節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

津波による人的被害を最小限に押さえるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

ア 津波による浸水予想区域等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

エ 避難誘導体制の整備

オ 指定緊急避難場所（地区避難場所を含む。）、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、市民等が、津波に対する危険性に対しても、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

実 施 担 当	防災課 市民課 社会福祉課 高齢福祉課 子ども若者課 各公共施設管理者 その他不特定多数の者が利用する施設管理者
防災関係機関	自主防災組織

(2) 要配慮者に対する配慮、積雪期の対応及び広域避難への配慮

ア 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

(ア) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

(イ) 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達

(ウ) 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

(エ) 避難先での安否確認及び生活面の配慮

イ 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

(ア) 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保

(イ) 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

(ウ) 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

ウ 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

(ア) 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

(イ) 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保

(ウ) 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 市民・地域等の役割

(1) 市民等に求められる役割

ア 市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努める。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、津波に関連した地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所（地区避難場所を含む。）、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
- (オ) 高齢者等避難、避難指示の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。
- (カ) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所への避難を開始すること。
- (キ) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、避難を呼びかけるとともに率先して避難すること。
- (ク) 徒歩による避難を原則とするが、避難行動要支援者の避難に際しては状況（急を要する等）により車両の使用も想定し判断すること。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の企業、市民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡方法や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

- ｃ 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 地域の役割

市民相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平時から努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所（地区避難場所を含む）、指定避難所等を事前に確認すること。
- (イ) 避難行動要支援者等の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。
- (エ) 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること。
- (オ) 消防団員の活動上の安全を確保すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3 市の役割

(1) 津波避難計画の策定

市は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を市民等に周知徹底を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

ア 市は、実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ 市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

エ 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努める。

オ 市は、避難誘導の際に配慮を要する来訪者（訪日外国人旅行者等）への情報伝達体制等の整備に努める。

(3) 避難情報の発令基準の策定

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定める。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 市は、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

イ 市は、消防吏員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予想時刻までの行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。

ウ 市は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施について一層の充実を図る。

エ 市は、学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、津波発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

オ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

カ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

キ 市は、情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(5) 避難場所、避難所の指定

ア 市は、指定緊急避難場所の整備に当たり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 市は、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

ウ 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資（食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等）等の備蓄に努める。

エ 市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の自体を想定し、これに備えた設備の整備とともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう努める。

オ 市は、指定避難所において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するほか、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

カ 市は、避難場所として利用可能な道路等盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

キ 市は、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

ク 飼い主による家庭動物との同行避難に配慮した避難所の指定に努める。

ケ 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

コ 即応体制の整備

(ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ウ) 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。また、マニュアルの作成や訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(エ) 避難所として指定する施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の市民組織と事前に協議しておくよう努める。

(カ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

サ 福祉避難所の指定

(ア) 市は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

(イ) 福祉避難所として指定する施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

(ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難者を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受入れに備えた体制整備

- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 市民避難誘導訓練の実施

- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう訓練を実施する。
- イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

(8) 避難誘導資機材等の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、自主防災組織等へ次の避難誘導、救助対策のための資機材等の整備を推進する。

ア 避難誘導に必要な資機材

イ リヤカー、担架、救助工具などの救助資機材

4 県の役割

(1) 津波避難計画策定指針の策定

県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災事務に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示等の発令、平時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市に提示する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

ア 県は、市町村、他の都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。

県は、非常通信体制の整備や、新潟県総合防災情報システムを含む有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

イ また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努める。

(3) 市の避難体制整備の支援

ア 地域の危険情報の市への提供

津波による浸水予想区域図を策定・提供する。

イ 市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ア) 県から市への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(イ) 市の避難情報発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難情報伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

ウ 避難所等の確保への協力

(ア) 指定避難所の県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

(ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

オ 避難場所が孤立した場合の搬送支援

津波浸水等の事情により住民が避難した避難場所等が孤立した場合において、中長期的な避難先となる指定避難所及び指定避難場所等へ避難者を搬送するための体制を整備する。

(5) 広域避難に係る市町村の調整等

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難者の移送に必要となる車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

イ 広域避難の受入れに備えるための市の体制整備の支援

市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が必要な協定を締結する。

ウ 他の都道府県との広域避難に係る応援協定を締結等

県は、大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台

ア 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）及び津波警報・注意報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知広報に努める。

イ 地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震や津波に関する基本的な知識や、市民が地震や津波から身を守るために必要な情報を随時提供する。

ウ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(2) 福祉関係者

民生委員・児童委員、介護事業者等は、市の避難支援プランの定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第 25 節 要配慮者の安全確保計画

「基本方針」及び「2 要配慮者に対する対策」以外は、風水害対策編 第 2 章 第 27 節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

1 計画の方針

(1) 基本方針

津波災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

実 施 担 当	市民課	社会福祉課	高齢福祉課
防災関係機関	佐渡市社会福祉協議会	社会福祉施設	自主防災組織等 佐渡国際交流ネットワーク協議会

2 要配慮者に対する対策

(1) 情報伝達び避難誘導體制の整備等

ア 避難誘導體制の整備

市は、情報の伝わり難い要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮した体制整備を構築する。また、避難・誘導に際しては、警察署、消防機関、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制をとる。

イ 避難情報等の伝達

市は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署、消防本部及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な避難指示等がされるよう防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、テレビ、ラジオ及び携帯電話メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速に避難情報等を伝達する。

ウ 避難支援等

市は、避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿をもとに、平時から名簿の活用、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法を協議し、安否確認及び避難誘導體制などの避難支援等の整備を図る。

なお、市は重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者関連施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

(2) 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所の管理責任者は、避難者台帳整備の基となる避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特食等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

エ 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

オ 浸水の危険性が低い地域に設置する。

カ 避難後においても孤立しない地域に設置する。

キ 津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に設置する。

ク やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の事前対策を行い、短期的には施設の防災拠点機能の維持を図ることとするが、中長期的には浸水の危険性の低い津波警戒区域外への移転誘導を図る。

(ア) 建築物の耐浪化

(イ) 非常用電源の設置場所の工夫

(ウ) 情報通信施設の整備

(エ) 物資の備蓄等

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等の応援受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

ア 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

イ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

災害発生直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者等の福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、平易で分かりやすい言葉や絵、写真により情報提供が行われるよう情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底に努める。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化等の整備に努める。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間企業等と連携した防災体制の整備に努める。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

第 26 節 食料品・生活必需品等の確保計画

以下に示す「基本方針」以外は、風水害対策編 第 2 章 第 28 節「食料品・生活必需品等の確保計画」を準用する。

【基本方針】

地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の必要な食料・飲料水及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄でまかなうことを原則とする。

第 27 節 学校・文教施設における災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 29 節「学校・文教施設における災害予防計画」(p 123～)を準用する。

第 28 節 文化財の災害予防計画

風水害対策編 第 2 章 第 30 節「文化財の災害予防計画」(p 128～)を準用する。

第 29 節 ボランティア受入れ体制の整備

風水害対策編 第 2 章 第 31 節「ボランティア受入れ体制の整備」(p 130～)を準用する。

第 30 節 事業者等の事業継続

風水害対策編 第 2 章 第 32 節「事業者等の事業継続」(p 131～)を準用する。

第 31 節 行政機能の保全

1 計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、本節に記載のない事項については、風水害対策編 第 2 章 第 33 節「行政機能の保全」を準用する。

実 施 担 当	各課 防災関係機関
防災関係機関	県

2 市及び県の取組

(1) 防災拠点の整備

ア 市及び県は、行政関連施設について、設置基準を明確にし、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を目指す。

イ 市及び県は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。

ウ 市及び県は、防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討し、また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討する。

(2) 防災中枢機能の確保

ア 市及び県は、予津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にも努める。

イ 市及び県は、防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。

ウ 市及び県は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

(3) 業務継続性の確保

ア 市及び県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災

害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 市及び県は、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

ウ 市及び県は、職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討するものとする。

エ 市及び県は、あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。

オ 市及び県は、機能喪失した機能の補完方法を検討する。

(4) データの保全

ア 市及び県は、災害対応におけるＩＣＴ部門の重要性を認識し、職員のＩＣＴリテラシー向上を図るとともに、市民に対してＩＣＴリテラシーの向上を図るものとする。

イ 市及び県は、ＩＣＴ環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討する。

ウ 市及び県は、業務継続計画に基づき、業務に必要な行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備する。

また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備する。

エ 市及び県は、他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化についても検討する。

3 関係機関の取組

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

第0節 災害応急対策タイムスケジュール

1 計画の方針

被災地の時間・空間は有限であることから、災害発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、市、市民、防災関係機関が共に理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階に応じて、優先的に実行・着手すべき主な業務を時系列的に次のとおり示す。

以下に示す応急対策タイムスケジュールは、「震災対策編」の再掲。

(1) 地震発生から1時間以内

- 津波に関する情報（警報・注意報）の伝達、避難
- 初期消火、消火活動
- 危険な建物・場所からの避難
- 建物の下敷きになった者等の救出（地域の町民等の助け合いによる。）
- 避難行動要支援者の安全確保
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外に発生した場合）
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 概括的被害情報の収集
- 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- 市長の緊急アピール

(2) 地震発生から3時間以内

- 被害情報の収集
- 指定避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- 緊急道路の啓開
- 交通規制の実施
- 救護所の設置
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急処置

(3) 地震発生から6時間以内

- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への通信設備設置
- 避難所への避難者の概数及び食料等の必要量の把握
- 被害状況の把握
- 被災地外からの医療救護班の派遣受入れ
- 輸送用車両の確保

(4) 地震発生から12時間以内

- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール 【震災対策編の再掲】

No.	節	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
1	災害対策本部の組織・運営計画	・災害対策本部の設置 ・第1回本部会議の開催	・第2回本部会議の開催 ・防災会議連絡員室へ関係機関の設置・関係機関との連絡調整	・災害救助法適用に関する協議	
2	職員の配備・招集	・班長、副班長の配備 ・全職員の招集	・全職員の配備		
3	防災関係機関の相互協力体制	・消防本部への緊急消防援助隊の派遣要請 ・県に対し自衛隊の派遣要請	・広域協定に基づく応援要請		
4	災害時の通信確保	・防災行政無線の不通状況確認 ・被災地との通信インフラ確認 ・市デジタル防災行政無線の災害時の運用		・電気通信事業者等の他機関への支援要請 ・アマチュア無線団体への協力要請	
5	被災状況等収集伝達計画	・市有施設(防災拠点・指定避難所)状況把握 ・ライフライン被害状況の把握 ・集落の孤立状況の把握 ・火災の発生状況	・市有管理(道路・河川・砂防)施設状況把握 ・人的被害の把握 ・医療機関の被災状況把握	・県への被災状況報告	
6	広報計画	・市長第一声(緊急宣言) ・津波に関する情報の伝達 ・報道機関による地震、津波の呼びかけ	・先遣隊等による被災情報の発表		・人的・建物・公共施設被害状況 ・公共土木施設の被災状況 ・医療機関の被災状況・受入可否
7	市民等避難計画	・屋外への待避 ・沿岸部住民の高台への避難 ・危険地域からの自主避難	・指定避難所への避難 ・警戒区域の設定、立入制限等		
8	避難所運営計画		・避難所の開設	・避難者数・内訳の把握 ・避難所備蓄物資の提供及び日用品等提供 ・要配慮者支援要員の配置による適切な配慮	・防災関係機関への支援要請 ・仮設トイレ設置
9	避難所外避難者の支援計画				
10	自衛隊の災害派遣計画	・派遣要請準備及び派遣要請	・派遣部隊の受入れ	・救護活動実施	
11	輸送計画		・緊急交通路の確保(物資輸送拠点・ヘリポート、船舶) ・医療物資・人員、患者等搬送	・輸送車両の確保	・食料等、生命・生活の維持に必要な物資の輸送
12	警備・保安及び交通規制計画		・警備体制の確立 ・道路交通対策(交通規制等) ・被災地域住民の避難誘導		
13	消火活動計画	・市民・地域による消火 ・消防機関による消火 ・広域応援の要請		・緊急消防援助隊による消火	
14	救急・救助活動計画	・初期活動の実施 ・消防、警察等による救助活動 ・応援の要請	・重傷者等の搬送		
15	医療救護活動計画	・医療機関の被災状況受入可否 ・担当職員の招集	・医療救護施設(救護所)の設置 ・医療救護活動の実施	・負傷者等の状況把握 ・医療救護派遣関係団体への要請	
16	防疫及び保健衛生計画				・防疫活動体制の整備及び防疫活動の実施 ・井戸水等の水質安全確保
17	こころのケア対策計画	・職員参集	・DPAT 統括者との情報共有	・DPAT の支援要請	・DPAT 先遣隊活動
18	廃棄物の処理計画			・収集体制の確立	
19	トイレ対策計画		・簡易トイレによる応急対応 ・仮設トイレの調達		・仮設トイレ設置
20	入浴対策計画				
21	食料・生活必需品等供給計画		・個人備蓄、避難所備蓄物資による対応	・食料供給量の把握	・調達食の配給 ・応援協定等に基づく食糧等の調達 ・避難所への生活必需品の支給
22	要配慮者の応急対策		・地域協力による避難誘導 ・福祉避難所の開設	・避難状況の把握	・社会福祉施設等の被災状況・受入れの確認
24	建物の応急危険度判定計画			・建築物被災状況の把握 ・応援要請	
25	宅地等の応急危険度判定計画				

No.	節	発災から 24 時間以内	発災から 72 時間(3日)以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
1	災害対策本部の組織・運営計画		・本部組織の見直し再編	・激甚法		
2	職員の配備・招集					
3	防災関係機関の相互協力体制					
4	災害時の通信確保					
5	被災状況等収集伝達計画	・市有施設の被災状況把握 ・インフラ被害等の取りまとめ	・道路等公共土木施設の復旧 ・農業土木施設等の被災状況八府	・被害金額等の概算集計		
6	広報計画	・市民への呼びかけ ・教育機関の被災状況、生徒等の安否		・被害金額等の概算集計結果	・被災証明書の発行 ・生活再建に関する情報の伝達	・災害応急対策状況
7	市民等避難計画		・要配慮者の移動			
7	避難所運営計画			・閉鎖・期間延長の判断	・閉鎖	
8	避難所外避難者の支援計画	・仮設トイレの設置 ・避難状況の注意・食料等配付状況の周知	・避難者数・内訳把握			
9	自衛隊の災害派遣計画					
10	輸送計画	・緊急輸送ネットワークの確保				
11	警備・保安及び交通規制計画	・被災地・避難所の警備				
12	消火活動計画					
13	救急・救助活動計画					
14	医療救護活動計画	・医療関係ボランティアの把握				
15	防疫及び保健衛生計画	・避難場所環境整備	・健康相談の実施 ・防疫資機材の調達	・感染症予防対策	・栄養指導チームによる巡回栄養指導	
16	こころのケア対策計画		・カウンセラーの派遣計画		・カウンセラーの派遣 ・職員研修	・こころの健康調査 ・ストレスチェック
18	廃棄物の処理計画	・し尿収集開始	・ごみ収集開始		・がれき類の収集開始 ・廃棄物処理施設の応急復旧広域応援要請	
19	トイレ対策計画					
20	入浴対策計画		・自衛隊への入浴支援要請	・旅館・公共入浴施設等への協力要請		
21	食料・生活必需品等供給計画	・おにぎり等米飯による食料の供給 ・その他生活必需品の供給	・炊き出し等による食料の供給			
22	要配慮者の応急対策	・社会福祉施設等への緊急入所	・避難所及び自宅避難等の被災状況等確認			
24	建物の応急危険度判定計画	・被災建築物応急危険度判定				
25	宅地等の応急危険度判定計画	・被災宅地の把握 ・応援要請	・被災宅地応急危険度判定			

No.	節	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
26	学校・文教施設における応急対策	・在校生徒等の避難・安否確認 ・避難生徒等の安全確保等 ・被災状況の把握と報告	・保護者への安否情報の提供 ・生徒等の帰宅又は保護継続避難所開設・運営協力	・授業実施の判断・連絡	
27	文化財等の応急対策	・入館者の安全確保(建物の場合)	・被災状況の調査報告	・被害拡大防止措置	
28	障害物の処理計画		・輸送路等障害物情報収集	・緊急輸送路障害物除去	
29	遺体等の捜索・処理・埋葬計画			・遺体等の捜索	
30	愛玩動物の保護対策				
31	災害時の放送	・地震情報等の放送(速報) ・施設点検	・被害状況の放送 ・インフラ等の状況放送		
32	公衆通信施設応急対策	・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の調達 ・重要通信の確保被災状況の広報	・仮復旧工事	
33	電力供給施設応急対策	・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の調達 ・病院等重要施設の復旧 ・被災状況の広報	・復旧工事	
34	ガスの安全、供給対策	・被災状況の把握 ・供給停止判断・措置 ・二次災害防止措置	・二次災害防止措置 (LPガス)		
35	給水・上水道施設応急対策	・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応		・住民への広報	
36	下水道施設等応急対策	・処理場等の緊急点検・緊急調査・緊急措置			
37	危険物等施設応急対策	・施設等被災状況把握 ・取り扱い作業緊急停止 ・初期消火・流出防止措置	・現地調査 ・二次災害防止措置住民に対する広報	・応急措置 ・危険物流出の場合の応急対策	
38	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	・被災概要調査	・交通規制 ・被災状況点検	・緊急措置 ・緊急交通路の確保	
39	港湾・漁港施設の応急対策	・緊急停止・安全確認 ・乗客への広報	・被災状況の把握	・応急復旧	
40	治山・砂防施設等の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
41	河川・海岸施設の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
42	農地・農業用施設等の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
43	農林水産業の応急対策				
44	商工業の応急対策				
45	応急住宅対策				
46	ボランティア受入れ計画		・県災害ボランティア支援センター設置	・情報の受発信	・県災害ボランティア本部員の派遣
47	義援金の受入れ・配分計画				
48	義援物資対策				
49	災害救助法による救助				

No.	節	発災から24時間以内	発災から72時間(3日)以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
26	学校・文教施設における応急対策	・非在校生徒等の安否確認		・学用品等の手配 ・学校再開の時期等の判断・準備		
27	文化財等の応急対策					
28	障害物の処理計画	・その他障害物(建物等)の除去				
29	遺体等の捜索・処理・埋葬計画	・遺体の安置場所、輸送車両、柩等の確保 ・火葬場の被災状況、受入可否確認	・遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 ・火葬			
30	愛玩動物の保護対策			・動物救済本部の設置		
31	災害時の放送	・食料等供給に係る情報の発信	・復旧復興に係る生活関連情報の発信			
32	公衆通信施設応急対策		・本復旧工事			
33	電力供給施設応急対策					
34	ガスの安全、供給対策		・2日以内に消費先の緊急点検完了(LPガス) ・充填所復旧・消費先安全確認完了(LPガス)			
35	給水・上下水道施設応急対策		・給水車による運搬給水 ・主要施設の復旧 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧 ・各戸1給水栓の設置	・恒久復旧
36	下水道施設等応急対策		・応急調査	・本復旧調査	・施設の応急対策 ・下水道施設の復旧計画	
37	危険物等施設応急対策					
38	道路・橋梁・トンネル等の応急対策				・公共土木施設災害復旧事業	
39	港湾・漁港施設の応急対策				・公共土木施設災害復旧事業	
40	治山・砂防施設等の応急対策	・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
41	河川・海岸施設の応急対策	・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
42	農地・農業用施設等の応急対策	・応急復旧	・被害状況の広報		・災害復旧事業	
43	農林水産業応急対策の	・被害状況把握	・二次災害防止	・応急対策		
44	商工業の応急対策	・被害状況把握				
45	応急住宅対策		・公営住宅の空家の広報及び提供 ・民間賃貸住宅の紹介・あっせん	・被災戸数の確定 ・供与対象者の確定 ・被災住宅の応急修理		・仮設住宅の供与(2ヶ月以内)
46	ボランティア受入れ計画	・市災害ボランティアセンターの設置 ・被災者ニーズの把握	・ボランティアセンターの活動			
47	義援金の受入れ・配分計画	・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分委員会による配分	
48	義援物資対策	・義援物資の受付・保管場所の公表 ・初期必要物資の公表	(県:市への物資輸送)	・今後必要とする物資の公表		
49	災害救助法による救助		・被害状況の把握 ・災害救助法の適用手続き ・災害救助法による救助			

第 1 節 災害対策本部等の組織及び運営計画

風水害対策編 第 3 章 第 1 節「災害対策本部の組織・運営計画」（p 145～）を準用する。

第 2 節 職員の配備・招集

風水害対策編 第 3 章 第 2 節「職員の配備・招集」（p 156～）を準用する。

第 3 節 防災関係機関の相互協力体制

風水害対策編 第 3 章 第 3 節「防災関係機関の相互協力体制」（p 160～）を準用する。

第 4 節 災害時の通信確保

風水害対策編 第 3 章 第 7 節「災害時の通信確保」（p 180～）を準用する。

第 5 節 被災状況等収集伝達計画

風水害対策編 第 3 章 第 8 節「被災状況等収集伝達計画」（p 183～）を準用する。

第 6 節 広報計画

風水害対策編 第 3 章 第 9 節「広報計画」（p 186～）を準用する。

第7節 市民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

津波災害は、第一波到達時間が短い場合もあるため、市は、市民等への津波に関する情報（津波警報等）伝達や避難誘導等を迅速かつ正確に実施し、市民等が津波に関する事項を正しく理解し迅速かつ円滑に避難行動がとれるよう努める。

・ 実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部 設 置 前	防災課	防災安全係	○ 避難指示発令の決定に関すること。
災害対策本部 設 置 後	対策本部	—	○ 避難指示発令の決定に関すること。
	総務班	—	○ 災害時における全ての通信手段の機能確保に関すること。
	企画財務班	—	○ 避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。 ○ 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。 ○ 救援物資の受入れ管理に関すること。 ○ 生活必需品の調達に関すること。
	市民福祉班	—	○ 炊出しに関すること。
	観光振興班	—	○ 人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。
	消防班	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	○ 消防団の活動に関すること。 ○ 避難指示及び誘導に関すること。

ア 迅速な避難

強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも同様とする。

避難に当たっては、徒歩によることを原則とし、また、自ら率先した避難行動をとることが、他の市民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして避難を促すよう努める。

イ 津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場

合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

ウ 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所の孤立や避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪期の対応

ア 要配慮者に対する配慮

(ア) 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、市民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

(イ) 市は、あらかじめ策定した「要配慮者の避難支援プラン」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。

また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

(ウ) 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

(エ) 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

イ 積雪期の対応

(ア) 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

(イ) 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

(ウ) 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による搜索・救助活動を強化する。

(エ) 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

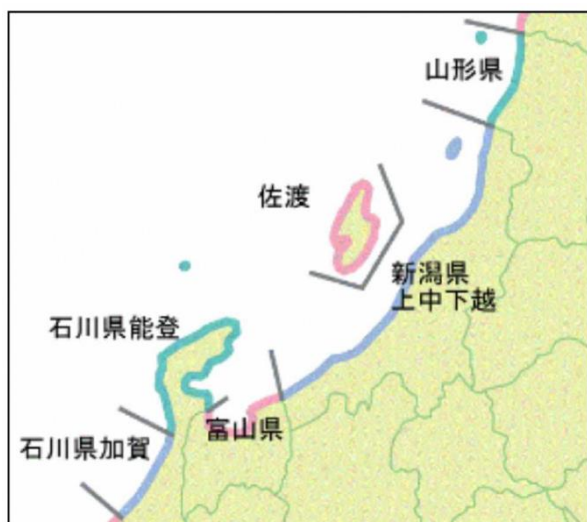
津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が「8」を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等の発表時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さ

を「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

・新潟県の津波予報区



・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (※)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	—	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※ 大津波警報は特別警報に位置付けられている。

(2) 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合は津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- エ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情 報 の 種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	発 表 内 容
大 津 波 警 報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津 波 警 報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津 波 注 意 報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく 小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しい困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発 表 中 の 津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発 表 内 容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津 波 警 報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

(1) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

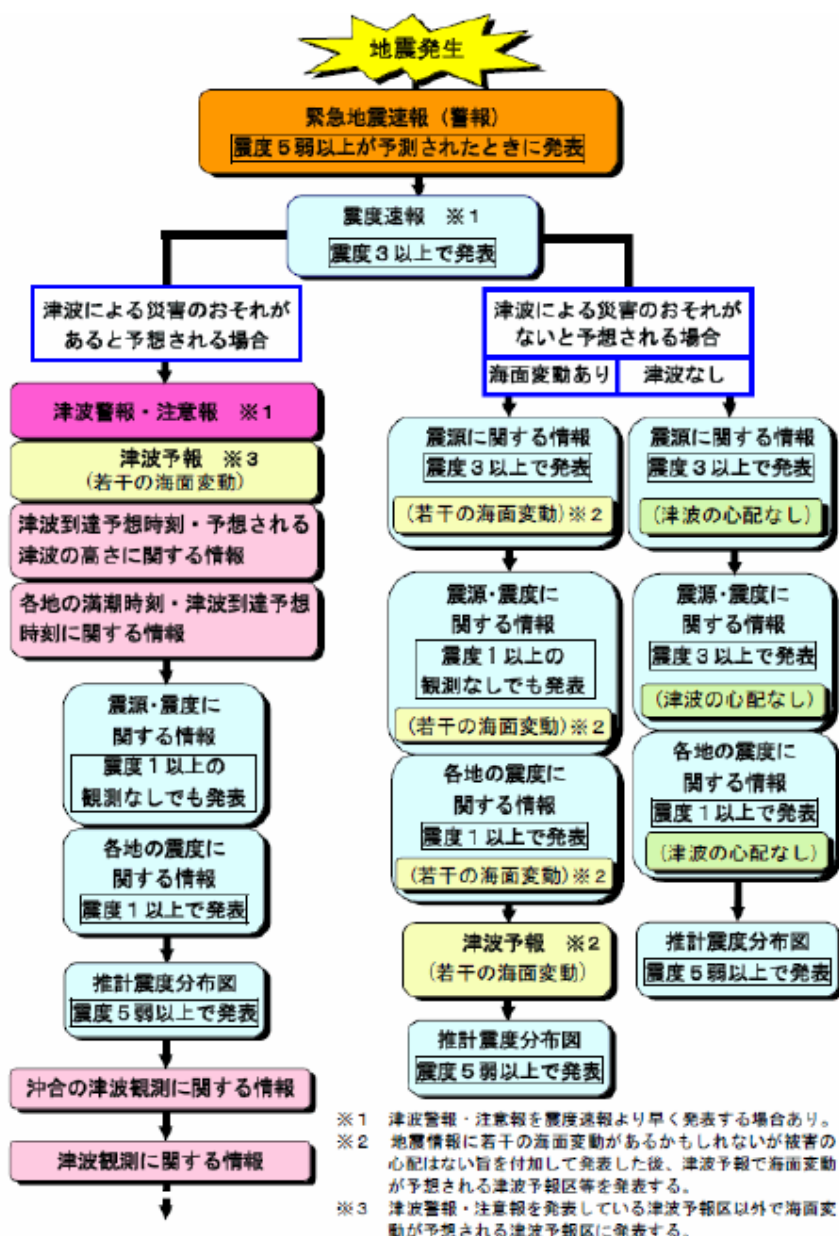
・津波予報の発表基準とその内容

	発 表 基 準	発 表 内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波予報区

予 報 区	区 域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

(3) 地震及び津波に関する情報の流れ



5 津波情報の伝達

市は、津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、市民、観光客等に伝達する。

伝達に際しては、佐渡市緊急情報伝達システム、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、広報車等、多様な情報伝達手段を活用して行う。

6 避難指示等の発令

津波は、20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、「大津波警報・津波警報・津波注意報」のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要である。

また、震源が沿岸に強い場合は、地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

(1) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、原則として避難指示のみを発令する。また、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに留意する。

〈避難指示等の発令基準及び発令対象区域〉

	発 令 基 準	発令対象区域
避難指示	大津波警報の発表	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき県が設定する津波災害警戒区域、及び平成25年度県発表の3連動時間差発生地震津波浸水想定区域）
	津波警報の発表	
	津波注意報の発表	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客などを念頭に、海岸堤防等より海側の区域

※ 停電、通信途絶など、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合においても、避難指示を発令する。

※ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて避難指示等の発令を検討する。

市は、避難指示等について、次のとおり実施する。

ア 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努める。

イ 地域の特性等を踏まえつつ、避難の勧告又は指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示勧告等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(2) 警戒区域の設定

市は、地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(3) 避難指示の解除

市は、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。
また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

7 避難誘導及び救助

市は、避難誘導及び救助について、次のとおり実施する。

- (1) 具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、市民や自主防災組織と多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達時間内での行動ルール、待避の判断基準も定める。
- (2) 避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
- (3) 津波警報又は津波注意報が発表された場合、もしくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい伝達及び避難誘導に心がける。

8 避難所等の確保

(1) 避難所の確保

ア 市は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所を避難場所又は避難所として指定する。これに加え、地区独自で津波浸水想定区域外にある場所又は施設を避難場所として設定する。

イ 市は、地震又は津波が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、必要に応じて、避難所（地区避難場所を含む。）を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

ウ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検討する。

(2) 孤立対策

県は、地震又は津波の被害により孤立した市民が発生した場合、関係機関に協力を要請しヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

(3) 避難所相互の移送

市は、避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

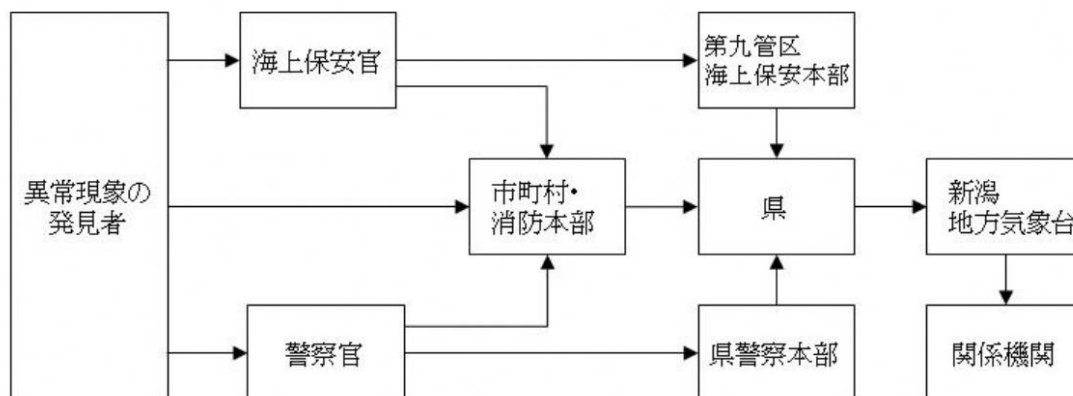
9 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合、市及び消防本部が受けたときは県に、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県に速やかに通報する。

通報を受けた県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

・異常現象発見者の通報系統図



第8節 避難所運営計画

風水害対策編 第3章 第11節「避難所運営計画」(p 198～)を準用する。

第9節 避難所外避難者の支援計画

風水害対策編 第3章 第12節「避難所外避難者の支援計画」(p 204～)を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

風水害対策編 第3章 第13節「自衛隊の災害派遣計画」(p 206～)を準用する。

第11節 輸送計画

風水害対策編 第3章 第14節「輸送計画」(p 212～)を準用する。

第12節 警備・保安及び交通規制計画

風水害対策編 第3章 第15節「警備・保安及び交通規制計画」(p 217～)を準用する。

第13節 消火活動計画

風水害対策編 第3章 第17節「消火活動計画」(p 225～)を準用する。

第14節 救急・救助活動計画

風水害対策編 第3章 第19節「救急・救助活動計画」(p 240～)を準用する。

第15節 医療救護活動計画

風水害対策編 第3章 第20節「医療救護活動計画」(p 244～)を準用する。

第16節 防疫及び保健衛生計画

風水害対策編 第3章 第21節「防疫及び保健衛生計画」(p 247～)を準用する。

第17節 こころのケア対策

風水害対策編 第3章 第22節「こころのケア対策」(p 254～)を準用する。

第 18 節 廃棄物の処理計画

風水害対策編 第 3 章 第 23 節「廃棄物の処理計画」(p 257～)を準用する。

第 19 節 トイレ対策計画

風水害対策編 第 3 章 第 24 節「トイレ対策計画」(p 261～)を準用する。

第 20 節 入浴対策計画

風水害対策編 第 3 章 第 25 節「入浴対策計画」(p 264～)を準用する。

第 21 節 食料・生活必需品等供給計画

風水害対策編 第 3 章 第 26 節「食料・生活必需品等供給計画」(p 265～)を準用する。

第 22 節 要配慮者の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 27 節「要配慮者の応急対策」(p 270～)を準用する。

第 23 節 建物の応急危険度判定計画

震災対策編 第 3 章 第 23 節「建物の応急危険度判定計画」(p 74～)を準用する。

第 24 節 宅地等の応急危険度判定計画

震災対策編 第 3 章 第 24 節「宅地等の応急危険度判定計画」(p 76～)を準用する。

第 25 節 学校・文教施設における応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 28 節「学校・文教施設等における応急対策」(p 275～)を準用する。

第 26 節 文化財等の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 29 節「文化財等の応急対策」(p 282～)を準用する。

第 27 節 障害物の処理対策

風水害対策編 第 3 章 第 30 節「障害物の処理対策」(p 284～)を準用する。

第 28 節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

風水害対策編 第 3 章 第 31 節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」(p 287～)を準用する。

第 29 節 愛玩動物の保護対策

風水害対策編 第 3 章 第 32 節「愛玩動物の保護対策」(p 290～)を準用する。

第 30 節 災害時の放送

風水害対策編 第 3 章 第 33 節「災害時の放送」(p 293～)を準用する。

第 31 節 公衆通信施設応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 34 節「公衆通信施設応急対策」(p 297～)を準用する。

第 32 節 電力供給施設応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 35 節「電力供給施設応急対策」(p 300～)を準用する。

第 33 節 ガスの安全、供給対策

風水害対策編 第 3 章 第 36 節「ガスの安全、供給対策」(p 303～)を準用する。

第 34 節 給水・上水道施設応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 37 節「給水・上水道施設応急対策」(p 307～)を準用する。

第 35 節 下水道施設等応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 38 節「下水道施設等応急対策」(p 311～)を準用する。

第 36 節 危険物等施設応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 39 節「危険物等施設応急対策」(p 315～)を準用する。

第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 40 節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」(p 320～)を準用する。

第 38 節 港湾・漁港施設の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 41 節「港湾・漁港施設の応急対策」(p 323～)を準用する。

第 39 節 治山・砂防施設等の応急対策

震災対策編 第 3 章 第 39 節「治山・砂防施設等の応急対策」(p 80～)を準用する。

第 40 節 河川・海岸施設の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 43 節「河川・海岸施設の応急対策」(p 328～)を準用する。

第 41 節 農地・農業用施設等の応急対策

震災対策編 第 3 章 第 41 節「農地・農業用施設等の応急対策」(p 83～)を準用する。

第 42 節 農林水産業の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 45 節「農林水産業の応急対策」(p 335～)を準用する。

第 43 節 商工業の応急対策

風水害対策編 第 3 章 第 46 節「商工業の応急対策」(p 340～)を準用する。

第 44 節 応急住宅対策

風水害対策編 第 3 章 第 47 節「応急住宅対策」(p 342～)を準用する。

第 45 節 ボランティア受入れ計画

風水害対策編 第 3 章 第 48 節「ボランティア受入れ計画」(p 347～)を準用する。

第 46 節 義援金の受入れ・配分計画

風水害対策編 第 3 章 第 49 節「義援金の受入れ・配分計画」(p 349～)を準用する。

第 47 節 義援物資対策

風水害対策編 第 3 章 第 50 節「義援物資対策」(p 351～)を準用する。

第 48 節 災害救助法による救助

風水害対策編 第 3 章 第 51 節「災害救助法による救助」(p 353～)を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第 1 節 民生安定化対策

風水害対策編 第 4 章 第 1 節「民生安定化対策」(p 377～)を準用する。

第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害対策編 第 4 章 第 2 節「融資・貸付その他資金等による支援計画」(p 383～)を準用する。

第 3 節 公共施設等災害復旧対策

風水害対策編 第 4 章 第 3 節「公共施設等災害復旧対策」(p 398～)を準用する。

第 4 節 災害復興対策

風水害対策編 第 4 章 第 4 節「災害復興対策」(p 404～)を準用する。